

所 得 控 除

所得控除とは、納税者に扶養親族がいる、各種保険料などの支払があるなど個人的事情を考慮して、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっているものです。

控除の種類	要件	控除額																					
雑損控除	前年中に災害などにより資産に損失を受けた場合	災害による損害額＋災害関連支出額－保険金等で補てんされた金額＝A ①Aの金額－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 } ①と②のいずれか多い方の金額																					
		医療費控除	前年中に医療費を支払った場合 〔医療費の額〕－〔保険金等で補てんされた金額〕－〔総所得金額等×5% または 10万円のいずれか少ない方の金額〕 (控除限度額200万円)																				
医療費控除の特例 セルフメディケーション税制	一定の取組(検診や予防接種等)を行い、特定一般用医薬品等を購入した場合	〔医薬品の購入額〕－〔保険金等で補てんされた金額〕－〔1万2千円〕 (控除限度額8万8千円) ※平成29年1月1日～平成33年12月31日までの支払い(平成30年度～平成34年度)に適用																					
社会保険料控除	前年中に国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合	実際に支払った金額																					
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	実際に支払った金額																					
生命保険料控除	前年中に生命保険料や個人年金保険料を支払った場合	平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)	平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)																				
		・旧生命保険料控除(控除限度額35,000円) ・旧個人年金保険料控除(控除限度額35,000円)	・新生命保険料控除(控除限度額28,000円) ・新個人年金保険料控除(控除限度額28,000円) ・介護医療保険料控除(控除限度額28,000円)																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料支払額	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保険料支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料支払額	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円
		保険料支払額	控除額																				
15,000円以下	支払った保険料全額																						
15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																						
40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																						
70,001円以上	35,000円																						
保険料支払額	控除額																						
12,000円以下	支払った保険料全額																						
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																						
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																						
56,001円以上	28,000円																						
旧契約と新契約の両方の保険契約に控除がある場合																							
<ul style="list-style-type: none"> ・生命・年金・介護それぞれ旧契約と新契約の合計額を控除額とする(上限は28,000円) ① ・各控除額①を合算した額を生命保険料控除額とする(上限は70,000円) 																							
地震保険料控除	前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合	①地震保険料のみを支払った場合	②旧長期損害保険料のみを支払った場合	③両方を支払った場合																			
		支払額の半分(控除限度額25,000円)	5,000円まで 5,001円～15,000円 15,001円以上	支払った保険料全額 支払額×1/2+2,500円 10,000円	①+② (控除限度額25,000円)																		
		(注) ②の旧長期損害保険料とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上のものについての保険料をいいます。																					
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合	一人につき26万円(特別障害者は30万円)																					
	控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合	一人につき53万円																					
寡婦・寡夫控除	寡婦	次のいずれかの要件に該当する場合	26万円																				
		①夫と死別して(または生死不明)その後婚姻していない人で ・扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいるとき ・扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子はいないが、前年中の合計所得金額が500万円以下であるとき																					
	寡夫	②夫と離婚した後婚姻していない人で ・扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいるとき 寡婦のうち、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子がいる場合	26万円																				
勤労学生控除	前年の合計所得金額が65万円以下で、給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生	26万円																					
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の人	配偶者が	38万円																				
		① 年齢70歳以上(昭和23年1月1日以前生)の場合(老人配偶者控除) ② ①以外の場合(配偶者控除)																					
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者を有し、本人の前年合計所得金額が、1,000万円(給与収入のみで12,200,000円)以下の場合																						
	配偶者の合計所得金額(円)	配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額(円)	配偶者特別控除額																			
	(以上) 0	(以下) 380,000	0円																				
	380,001	～ 449,999	33万円	16万円																			
	450,000	～ 499,999	31万円	11万円																			
	500,000	～ 549,999	26万円	6万円																			
550,000	～ 599,999	21万円	3万円																				
扶養控除	被扶養者の前年の合計所得が38万円以下の人	扶養親族が																					
		① 年齢16歳未満(平成14年1月2日以降生)の場合 (年少扶養)	0万円																				
		② 年齢16歳～18歳(平成11年1月2日生～平成14年1月1日生)の場合 (扶養控除)	33万円																				
		③ 年齢19歳～22歳(平成7年1月2日生～平成11年1月1日生)の場合 (特定扶養控除)	45万円																				
		④ 年齢23歳～69歳(昭和23年1月2日生～平成7年1月1日生)の場合 (扶養控除)	33万円																				
		⑤ 年齢70歳以上(昭和23年1月1日以前生)の場合 (老人扶養控除)	38万円																				
⑥ 年齢70歳以上の人で、同居している父母等の場合 (同居老親等扶養控除)	45万円																						
基礎控除	すべての納税義務者	33万円																					